

申請年月日 年 月 日

多治見市長

ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金交付申請書兼請求書

ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。また、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。

1 申請者

(1) 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名	(※) (※)本人が自署しないときは、押印してください。	年	月 日
現住所	〒	電話番号 ※1	
加入自治会	第 区	町内会名	
メールアドレス			

※1：平日の日中に問い合わせが可能な連絡先をご記入ください。

(2) 家族構成 ((1) の申請者以外)

氏名	生年月日	続柄

2 補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

子ども・妊婦加算※2	該当 ・ 非該当
居住誘導区域加算※3	該当 ・ 非該当

※2：交付申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満の子がいる場合又は補助金の交付申請時において妊婦がいる場合

※3：取得した住宅が多治見市立地適正化計画の居住誘導区域に所在する場合

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※4

備考1「ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「ちょうどいいまちたじみ定住応援補助事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
多治見市に定住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない
自治会等に参加していること。	A. 加入している	B. 加入していない
多治見市内に戸建住宅等を取得して居住しており、また、賃貸住宅から転居したものである。	A. 該当する	B. 該当しない
多治見市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者でない。	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
多治見市が実施する移住定住施策への協力について（各種調査及びインタビュー等）	A. 協力する	B. 協力しない
補助金の交付申請時から3年目までの各年、現況調査に応じること。	A. 応じる	B. 応じない

※4：各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転居前の居住地（賃貸住宅）※5

期間	住所
年 月 日～ 年 月 日	多治見市
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

※5：転居後に夫婦等が同一世帯となった場合は、夫婦等それぞれ記入してください。

5 振込先（申請者と同一名義の口座を記入）

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人（フリガナ）		
口座名義人（漢字）		

< 多治見市記入欄 >

申請受理 年 月 日		決定内容	交付（番号）・ 不交付
決定 年 月 日		交付 決定額	円

[備考1] ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 ちょうどいいまちたじみ定住応援補助事業に関する報告について、多治見市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額（（4）にあつては、半額）を返還します。
 - （1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが明らかになったとき。
 - （2）補助対象の要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - （3）補助金の申請日から1年未満に多治見市外へ転出したとき。
 - （4）補助金の申請日から1年以上3年以内に多治見市外へ転出したとき。

[備考2] ちょうどいいまちたじみ定住応援補助事業に係る個人情報の取扱い

多治見市は、ちょうどいいまちたじみ定住応援補助事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこの法律の施行のために多治見市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。